

別添 1

令和 7 年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るシャトルバス運行業務委託仕様書

1 件名

令和 7 年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るシャトルバス運行業務

2 目的

ひたちなか大洗リゾート構想推進協議会（以下、「協議会」と言う。）では、県内屈指の観光地であるひたちなか大洗地域の魅力向上や活性化を目指し、「ひたちなか大洗リゾート構想」を推進している。

その中で、観光繁忙期に自家用車等の利用の集中により交通渋滞が発生し、来訪者の円滑な周遊を妨げ、満足度の低下や観光機会損失に繋がっていることが懸念されている。

本業務は、茨城県が「令和 3 年度ひたちなか大洗地区交通状況調査（解決策提案型）」業務において取りまとめた渋滞対策の一部であるパークアンドバスライドについてシャトルバス運行を行い、渋滞対策における効果を検証するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 28 日（土）までとする。

4 委託業務の内容

上記 2 の目的を踏まえ、受託者は以下の業務について企画、提案し、協議会と協議しながら実施すること。

別紙 1「委託業務内容の説明書」、**別紙 2**「令和 7 年度シャトルバス運行計画図」を参照すること。

- (1) ひたちなか大洗地域におけるシャトルバスの運行
- (2) シャトルバスの広報・周知
- (3) その他

5 業務委託完了時に提出する成果品

報告書（A 4 縦、左綴じカラー印刷） 1 部 ※電子データでの納品も可

6 受託者の責務

(1) トラブルの処理

業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応方法について、予め協議会と十分に協議を行うこと。

(2) 法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令、使用する各施設の利用規則等を遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

7 その他

(1) 実施体制の確保

受託者は、履行期限内に円滑に事務がすすめられるよう、十分な体制で臨むこと。また、事業日当日の業務にあたっては、安全面に十分配慮すること。

(2) 業務運営に係る経費

本業務の履行に係る経費は、本仕様書に特に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。

(3) 要件

本業務の実施にあたっては、当協議会の「令和7年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るパークアンドバスライド運営管理業務」の受託者と内容を十分に調整のうえ、事業を実施すること。

(4) 協議事項

仕様書に定めがない事項や業務に疑義が生じたときは、その都度、協議会と受託者が協議をして業務内容を定めるものとする。

(5) 仕様内容の変更について

本仕様書は協議会と受託者が協議のうえ、必要に応じて内容を変更することができる。

【委託業務内容の説明書】

本委託業務は、ひたちなか大洗地域内の特設臨時駐車場（以下、「駐車場」とする。）から観光地へ来訪者を送迎するシャトルバスを運行するものである。

当該業務について、目的を達成するための最低限必要と考える事項や考え方等について、以下のとおり提示する。その点を留意の上、提案書を提出すること。

1 ひたちなか大洗地域におけるシャトルバスの運行

シャトルバスの運行ルート等について提案し、協議会と協議のうえで実施すること。

(1) 実施概要

ア 実施時期・日数：2期に分けて実施することとし、実施日数は各エリアで5日間を想定。

〔1期目〕 5月3日（土）～5日（月祝）＜3日間＞

〔2期目〕 第1期の結果を踏まえ、実施日は別途協議会と協議のうえ決定する。

イ 実施エリア：①ひたちなかエリア

②大洗エリア

※詳細は別紙2「令和7年度シャトルバス運行計画図」を参照

(2) シャトルバス運行

別紙2「令和7年度シャトルバス運行計画図」に基づき、乗降場間を往復するシャトルバスを運行すること。ルートの作成に際し、繁忙期の渋滞を回避できるような運行ルートを提案すること。また、最終的な運行ルートは協議会と協議のうえ決定する。なお、乗降場の設置に係る調整は協議会が行う。

ア 運行時間：1日9時間程度とし、時間帯は協議会と協議のうえ決定する。

（例：9:00～18:00）

イ 運行頻度：往路、復路共に20分に1回程度の運行頻度とし、運行計画は協議会と協議のうえ決定する。

ウ 乗降場：

〔ひたちなかエリア〕

（ア）国営ひたち海浜公園周辺の国有地／ひたちなか市新光町10番

（イ）国営ひたち海浜公園 海浜口・風のゲート／ひたちなか市阿字ヶ浦町

（ウ）県立海洋高校付近の漁港用地／ひたちなか市和田町3丁目地先

〔大洗エリア〕

（エ）大洗町中央配水場／東茨城郡大洗町大貫町2838

（オ）大貫町の県道106号沿い（「大貫小学校前」バス停付近）

（カ）大洗町港中央の国有地／東茨城郡大洗町港中央31

エ 利用方法：駐車場の利用者（有料）が無料で利用できるものとする。

なお、駐車場は以下の場所に開設する。

〔ひたちなかエリア〕

（ア）国営ひたち海浜公園周辺の国有地／ひたちなか市新光町10番

（キ）県立海洋高校／ひたちなか市和田町3-1-26

〔大洗エリア〕

（エ）大洗町中央配水場／東茨城郡大洗町大貫町2838

（ク）旧大貫小学校跡地／東茨城郡大洗町大貫町659

オ バス規格：提案する運行ルートの状況を加味したうえで、適切な車両を使用すること。（路線バスの使用が望ましい。）

2 シャトルバスの広報・周知

シャトルバスの利用促進に繋がる周知及び広報活動を提案・実施すること。

3 その他

- ・事業実施に係る関係機関等への調整を適時実施すること。
- ・今回の事業結果を報告書に取りまとめること。

別紙2 令和7年度シャトルバス運行計画図

「令和7年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るシャトルバス運行業務」の仕様に定めるもののうち、以下の内容について、本計画図に定めるものとする。

1. 乗降場（6箇所）
2. 駐車場（4箇所）
3. その他（一部のバスの導線、歩行者導線等）

提案にあたっては、別紙1「委託業務内容の説明書」に記す内容を踏まえ、かつ本計画図によって各箇所において指示する内容を踏まえることとする。

1. 乗降場（6箇所）

<ひたちなかエリア>

- (ア) 国営ひたち海浜公園周辺の国有地
(ひたちなか市新光町10番)
- (イ) 国営ひたち海浜公園 海浜口・風のゲート
(ひたちなか市阿字ヶ浦町)
- (ウ) 県立海洋高校付近の漁港用地
(ひたちなか市和田町3丁目地先)

<大洗エリア>

- (エ) 大洗町中央配水場
(東茨城郡大洗町大貫町2838)
- (オ) 大貫町の県道106号沿い
(「大貫小学校前」バス停付近)
- (カ) 大洗町港中央の国有地
(東茨城郡大洗町港中央31)

2. 駐車場（4箇所）

<ひたちなかエリア>

- (ア) 国営ひたち海浜公園周辺の国有地
(ひたちなか市新光町10番)
- (キ) 県立海洋高校
(ひたちなか市和田町3-1-26)

<大洗エリア>

- (エ) 大洗町中央配水場
(東茨城郡大洗町大貫町2838)
- (ク) 旧大貫小学校跡地
(東茨城郡大洗町大貫町659)

※「3. その他」及び各駐車場、乗降場の詳細は次ページ以降に記載



<ひたちなかエリア>

- ・「(ア) 国営ひたち海浜公園周辺の国有地」、「(イ) 県立海洋高校」、「(ウ) 県立海洋高校付近の漁港用地」の乗降場を行き来するシャトルバスを運行すること。なお、乗降場の正式な位置は協議会が定めるものとする。



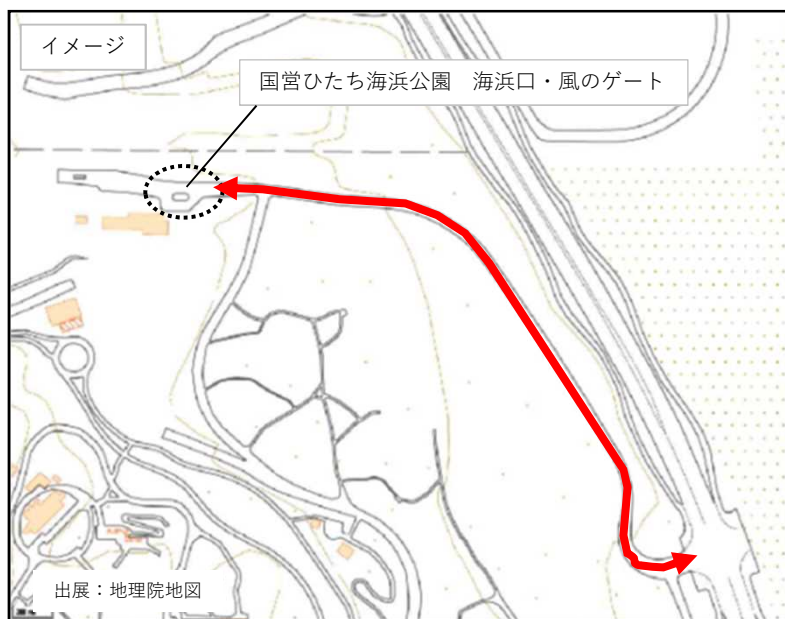
(ア) 国営ひたち海浜公園周辺の国有地 [乗降場、駐車場]



- ・バスの駐車や乗降に当たっては、「令和7年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るパークアンドバスライド運営管理業務」で手配する警備員及び誘導員の指示に従うこと。
- ・シャトルバスと一般車両出入口は共通とし、西原長砂線と並木通りの接道部分の一方を侵入口とし、一方を退去口とする。

- バス導線
- 駐車場及びバス乗降場として利用可能な範囲

(イ) 国営ひたち海浜公園 海浜口・風のゲート [乗降場]



- ・バスの駐車や乗降に当たっては、「令和7年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るパークアンドバスライド運営管理業務」で手配する警備員及び誘導員の指示に従うこと。
- ・一般車両や観光バス等、海浜口駐車場を利用する車両の進行等を妨げないように注意すること。

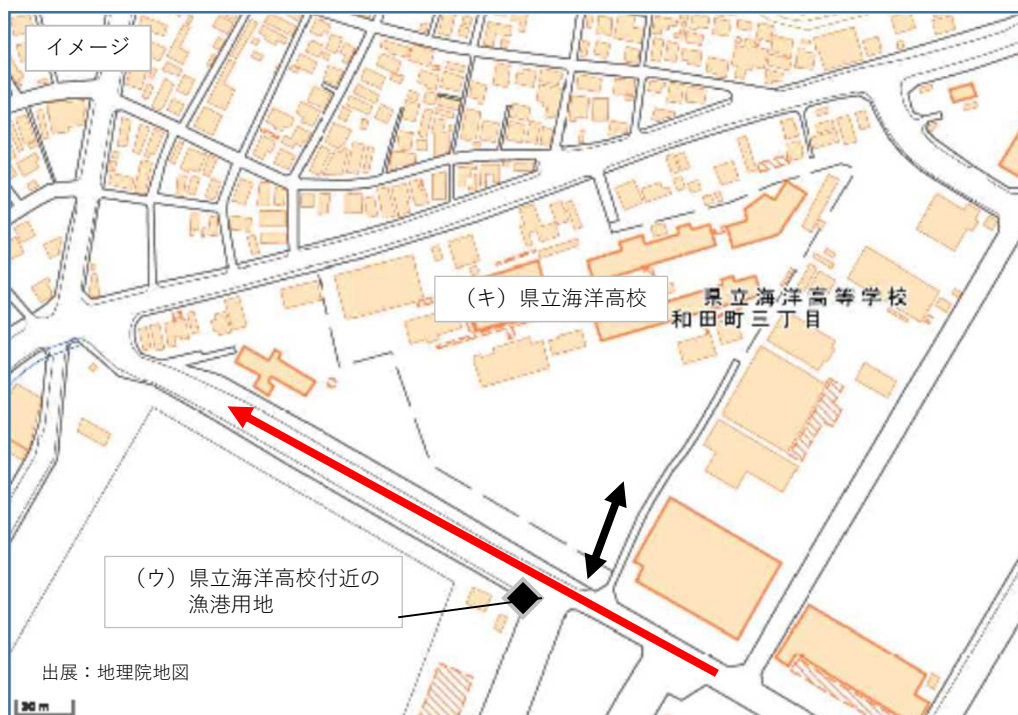


←→ バス導線 バス乗降場として利用可能な範囲

(ウ) 県立海洋高校付近の漁港用地 [乗降場]

(キ) 県立海洋高校 [駐車場]

- ・バスの駐車や乗降に当たっては、「令和7年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るパークアンドバスライド運営管理業務」で手配する警備員及び誘導員の指示に従うこと。
- ・一般車両や観光バス等、那珂湊おさかな市場を利用する車両の進行等を妨げないように注意すること。



→ 歩行者導線 → バス導線 ◆ 乗降場

<大洗エリア>

- ・「(エ) 大洗町中央配水場」と「(オ) 大貫町の県道106号沿い（「大貫小学校前」バス停付近）」、「(カ) 大洗町港中央の国有地」の乗降場を行き来するシャトルバスを運行すること。なお、乗降場の正式な位置は協議会が定めるものとする。



(エ) 大洗町中央配水場 [乗降場、駐車場]

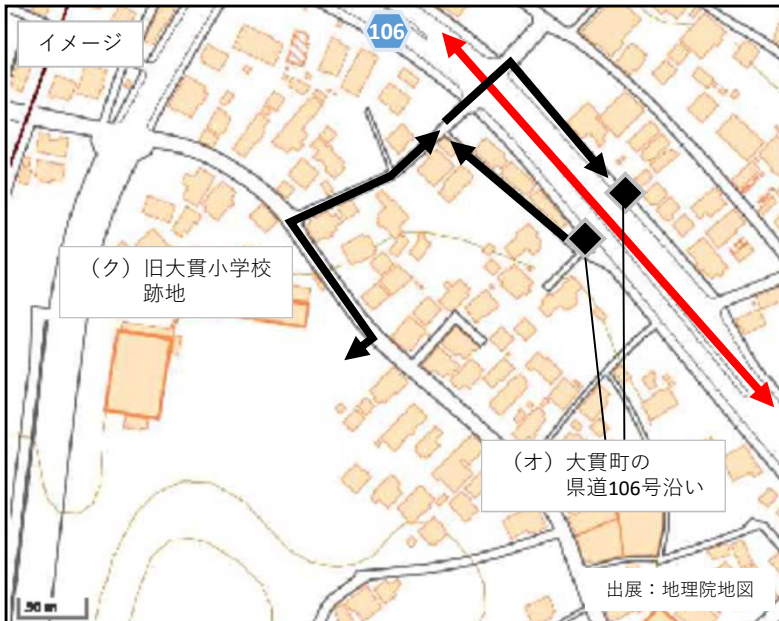


- ・バスの駐車や乗降に当たっては、「令和7年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るパークアンドバスライド運営管理業務」で手配する警備員及び誘導員の指示に従うこと。

 バス導線
 駐車場及びバス乗降場として利用可能な範囲

(オ) 大貫町の県道106号沿い（「大貫小学校前」バス停付近） [乗降場]

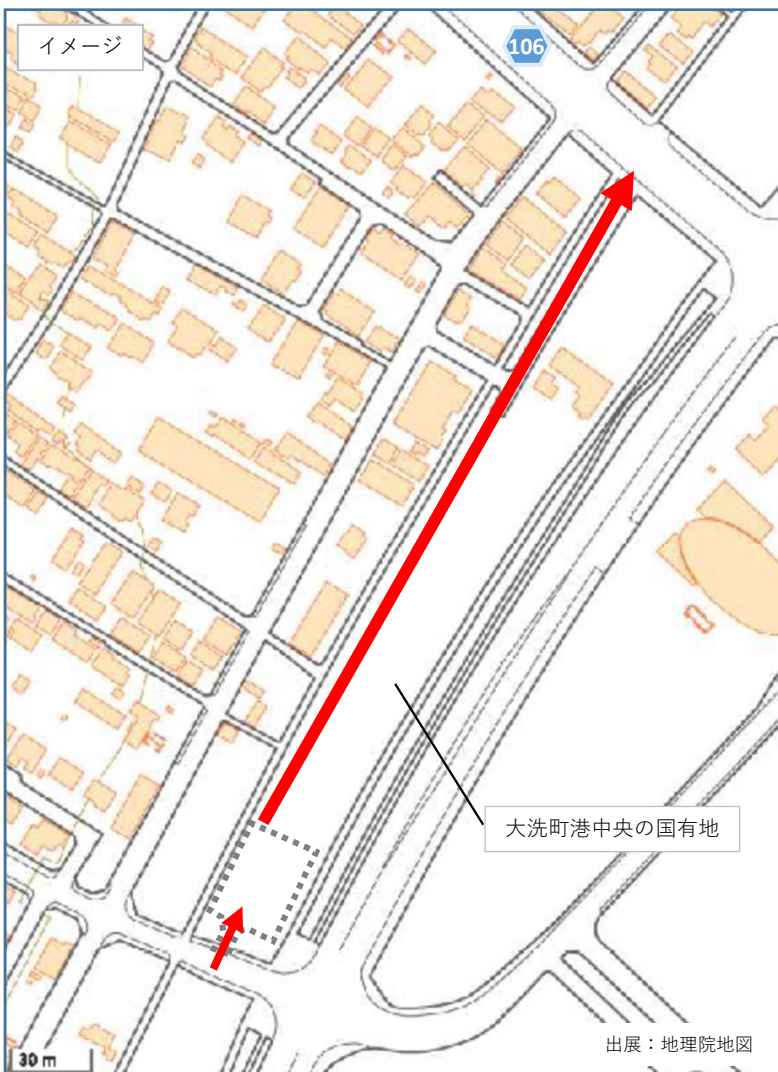
(ク) 旧大貫小学校跡地（東茨城郡大洗町大貫町659） [駐車場]



- ・バスの駐車や乗降に当たっては、「令和7年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るパークアンドバスライド運営管理業務」で手配する警備員及び誘導員の指示に従うこと。
- ・一般車両や観光バス等、県道を利用する車両の進行等を妨げないように注意すること。

 歩行者導線
 バス導線
 乗降場

(カ) 大洗町港中央の国有地（東茨城郡大洗町港中央31） [乗降場]



- ・バスの駐車や乗降に当たっては、「令和7年度ひたちなか大洗地域渋滞対策に係るパークアンドバスライド運営管理業務」で手配する警備員及び誘導員の指示に従うこと。
- ・シャトルバスは南側の公道から侵入し、用地内の通路を通して県道106号へ出ること。

 バス導線
 バス乗降場として利用可能な範囲